

第3回(仮称)加茂市認知症の方が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける地域の実現を目指す条例制定委員会

会議録(概要)

1. 日 時 令和6年2月16日(金)午後1時から午後3時10分まで
2. 場 所 加茂市役所 5階 第一委員会室
3. 出席委員 西澤正豊会長、中澤泰二郎副会長、小林誠委員、久我三栄委員、須田剛委員、富所隆委員、車谷容子委員、坂井美和子委員、関根吉雄委員、田澤直美委員、牛腸良重委員、佐藤健一委員、本間雛衣委員、茂岡敏夫委員、ご本人(男性)、ご本人(女性)、ご家族(男性)、ご家族(女性)
4. 出席者 加茂市長 藤田明美
長寿あんしん課 課長 藤田和夫
長寿あんしん課 課長補佐 吉塚裕史 吉原千鶴子
長寿あんしん課 地域包括支援係長 兵田とも
5. 傍聴者 なし
6. 報道機関 新潟日報社三条総局、株式会社エヌ・シー・ティー
7. 会議概要

(1) 開会(午後1時開会)

(2) 西澤会長挨拶

冒頭、元日の能登半島地震による被害に遭われた方にお見舞い申し上げたい。大学の学生が西区の被害地域にボランティアに入っているが報告を聞くと被害はかなり深刻である。また地震研の先生方のお話だとまだ大きな地震が起こる恐れもあると聞いている。能登の被災地では認知症の方の施設では断水などが続いている。また一次避難先から二次避難先がないなどの問題がある。新潟県が今後どのようなになるかわからないが、対策を考えていく必要がある。今日は第3回、提言前最後の委員会となる。よろしく願いしたい。

(3) 議事事項 1. 条例(案)について

藤田 課長: 資料1と資料3をご覧ください。昨年の8月24日に第1回を行いスケジュールや加茂市認知症の現況を説明し、スケジュール等審議した。そこで、骨子(案)、条例(案)は作業部会を設置し10月10日、24日に開催した。それをもとに第2回制定検討委員会を11月17日に開催し、委員の皆さんから貴重なご意見をいただいた。そ

れを踏まえ修正を行い今年、1月15日に第3回作業部会を再度開催し検討した。修正を行い、条例(案)として皆さま方へ事前資料として配布させていただいた。皆様からご意見、修正(案)などをいただき、本日、第3回制定委員会を開催する運びとなった。すべてについて審議すると大変時間がかかるため、修正(案)の部分についてご審議いただきたい。

それでは資料3をご覧ください。皆様から頂いた貴重なご意見をもとに事務局で検討し、右側に修正(案)を記載した。12項目についてご意見をいただきたい。

まず1点目、全体について、「認知症の方」と表現してきたが「認知症の人」が一般的で、国の基本法でも「人」と表記しているため、「人」で統一したい。検討委員会でお諮りしたい。

2点目、前文、条文で「自分事」といった言葉について「自分のこととして」としたらどうかと意見があった。事務局で検討したが、他県の条例でも「自分事」と表記しているため、加茂市でも「自分事」という表記としたい。

3点目、前文、条文であるが、認知症の人の人数について、分かりやすいように現在と2040年の人数を記載した。

4点目、前文の解説部分であるが、「認知症の有病率がさらに増加する理由について記載すると良い。」という意見をいただいた。認知症の有病率の上昇は特に糖尿病などの生活習慣病が大きなりスクの一つである。しかし、糖尿病だけに特に注目される恐れがあることや既に糖尿病に罹患されている方への配慮もあり、敢えて記載はしないということにしたいと考える。この点も後ほどご意見を伺いたい。

5点目、前文解説と第10条第3項について、「高齢者をはじめとする・・・とあるが、この条例は認知症の条例であり、高齢者全体を指すものではないため、修正が必要でないか。」という意見であった。事務局では認知症の予防には、元気な高齢者を増やすことが大切であるとの意見もいただいたこともあり、高齢者全体に配慮した条例にしていきたいと考えた。大綱でもこの表現が用いられている。今の表記のままでいきたいと考えている。

6点目の2条の解説である。「予防とは一般的には災害も含まれるかもしれないが、認知症の条例のため、災害は削除した方が良いのではないか。」とのご意見であった。これについては、3つの(案)を作らせていただいた。事務局では(案)1の現在のままの表現ですすめたいと考えているが、皆さまからご協議いただきたい。

7点目の第7条第1項条文である。「教育」の表現では荷が重く感じまた何をするか分かりにくいいため「認知症に関する正しい知識の習得と理解を深める機会を・・・」に修正のご意見である。これにつきましては、解説も含めて修正したいと考える。

8点目の第7条第2項、第10条第3項条文では「就労の継続だけでなく、雇用及び就労の継続」が良いのではないかというご意見である。企業アンケートでも認知症の人の雇用は難しい現状ではあるが、認知症の人の家族にも関わることであるため、ご意見のとおり追記したいと考える。後ほどご意見をいただきたい。

9点目第10条第1項条文である。「いきなり交通手段の確保」といわれても戸惑うため、「移動のための交通手段の確保」と修正、また「交通安全等の環境整備」とした方が良いというご意見。また解説には「バリアフリーについて」触れた方が良いとの3点のご指摘であった。事務局での検討では「移動のための交通手段の確保」と解説で加えたいと考える。「交通安全について」は見守り体制の構築等第2項条文、解説で修正したいと考えるが、後ほどご意見をいただきたい。

10点目第11条第1項条文である。弁護士は「司法」といえるかといえばそうではないため、「司法や関係機関等と連携し」とし「等」に弁護士等を含むと考えたらというご意見。事務局で検討した結果、市の連携先は弁護士や司法書士が重要と考える。「司法は裁判所を示すもの」であるため、「弁護士等や関係機関と連携し」に修正したいと考える。

11点目、第11条第3項条文、解説と12点目第11条第4項条文である。中澤弁護士からのご指摘で法的専門家であるため、ご指摘のとおり修正したいと考える。以上説明を終わりたい。

西澤会長： では一つずつ確認していきたい。1点目、認知症基本法に合わせて訂正したいというご意見であるがいかがか。ご異存なければこれは「認知症の人」という表現で統一したい。2点目、前文条文「自分事」であるが、前例があるということ。ご異存ないか。では「自分事、他人事」という標記とする。3点目、前文条文、これは現在の数値ということで見直していただいた。いかがか。よろしいか。ご承認いただいた。4点目、前文解説、認知症の有病率がさらに増えていくことの原因について述べるかどうかである。これはご存じのとおり、久山町研究というのがあり、九州大学の二宮教授、公衆衛生の先生が二通りの見直しを出している。糖尿病の有病者が増えるとさらに認知症の

人がふえるという推計値を出しているが、そこまで必要かということと、糖尿病がそこまで増えるかということで、いろいろご意見は分かれると思う。そこまでの記載は必要ないのではないかというご提案である。委員の皆さん、いかがか。特に医師の委員の方、いかがか。

富所委員： 糖尿病との因果関係は言われているが、それ以外のたくさん
の要因があり、これといって、列挙ができないと思う。よってここでは敢えて記載する必要はないと思う。事務局案に賛成する。

西澤会長： たくさん
の要因の中で糖尿病だけ取り上げることが適切かどうか、ということも指摘されている。おっしゃる通りと思う。他にご意見なければ事務局案とおりとする。5点目、前文解説、第10条第3項、提案では「高齢者全体に配慮した条例にしたい」ということ。「高齢者」という視点は残したいということと理解したがいかがか。ご意見がなければ、「高齢者」という表現を残すということにする。続いて6点目、第2条解説、予防について。案を3ついただいた。そもそも健康の概念が変わってきて、ディジーズフリー、病気を持たないことが「健康」ではなくなっている。よって「予防」も完全に排除することと定義しにくくなってきている。それも含めてどう書いておくのが良いかということである。ご意見はないか。特になければ事務局案でと思うがいかがか。では一般的に「予防」という定義でこの表現にするということで承認いただき、(案)1のおりとする。7点目、第7条第1項、「教育」を具体的に書き換えるというご意見である。ご異議なければ確かにこの表現の方がよく伝わると思うのでご提案とおりでお願いする。8点目第7条第2項、第10条第3項条文、「雇用」について、ご意見お願いしたい。

中澤副会長： 当初の「就労」は、イコール「雇用」と考えていた。しかし「雇用」は就職という意味、「雇用機会の創出」という意味合いかと思った。法律的には、働いてお金をもらうことを「雇用契約」。「雇用」と「就労」としたとき、それぞれどのような意味合いで変えてある、何を念頭に置いているのかと思った次第である。

西澤会長： 「雇用」は雇う側が使う言葉で「就労」は働く側が使う言葉のように受け止める。中澤先生、法律上はいかがか。

中澤副会長： 西澤会長のおっしゃる通り、どちらかの言葉を一つ用いて、従業員からすれば「就労する」、雇用主からすると「就労させる」。雇用主から見れば「雇用する」、従業員からすると「雇用される」という言葉を使う。「雇用」と「就労」を両方言ったときにどういう違いがあるのか、併記する価値があるのか。主語が「事業者が」となっている。では「雇

用」で良いのか。

佐藤委員：加茂商工会議所の私の立場から、「雇用」新しく雇う。就労の継続は、現に勤めている人が認知症になった際に継続させると認識していた。認知症になったからすぐ辞めさせるのではなく、継続するように努めましょう、認知症の人も新たに雇用するよう努めましょう、と認識していた。

西澤会長：そう考えると併記する意味があるということか。

中澤副会長：私も今、おっしゃったように敢えて併記するという意味なのかと思った。そうした場合に「雇用機会の創出」だとか、「就職」とか、明らかに異なる場面を言っていると分かるような形にした方が良い気がしている。

西澤会長：「雇用及び就労の継続」というと「雇用の継続」にかかるか。

中澤副会長：「雇用及び就労の継続」をそのままみると同じものを二つ並べて継続となる。

久我委員：私の発想では「雇用は就職をするチャンス」、「就労する前提の雇用」の意味合いである。「就労の継続」とは、その就労が続くという意味で、佐藤委員のお話のとおり。そこで、二つ記載してはどうかと意見させていただいた。

西澤会長：そうすると「雇用」ということと「就労の継続」ということに分かれる。「及び」と書くと曖昧になる。どう整理したらよいか、ご提案をいただきたい。

富所委員：中澤委員のおっしゃった「雇用の創出」が良いように感じた。

西澤会長：第7条はどなた向けかということ。事業者の役割「雇用する側」ということと。すると「雇用の創出及び継続」が一番雇用者側に良いように思うが。中澤委員いかがか。

中澤副会長：難しいのが、条例では幅を持った使い方ができるが「雇用」という「雇うところから」「雇用関係が維持される」と意味がある。「雇用の創出」「雇用機会の創出」といった使い方で敢えて意味が異なることですよ。というやり方もある。一般的な言葉のイメージがあるので、「雇用の創出」「雇用機会の創出」を使うことも良いと思う。そうした際に第10条第3項は、「市は……」の中で「雇用」を使うと違和感がある。この際は「就職」の方が良いかと思う。しかしその際に第7条第2項とのバランス、関連も出てくる。言葉を変えることが良いか、敢えて同じにするか問題になる。

西澤会長：特に高齢の認知症の人の就労、新たに就職するのは非常に困難であることは皆さん思われるところ。主体は就労の継続にあると思

う。認知症になったからといって不当に解雇されないように、そうすると「市」が主語の時と「事業者」が主語の時にどう使い分けるかということが必要になる。「市」の場合は「就労を確保する」と言って良いが、「事業者」の場合は「雇用」という言葉がふさわしいのか。「就労」という言葉を敢えて残すのか。あるいは併記し使い分けるのか。使い分けるとなると、定義を全部しないと誤解を招く。できるだけ分かりやすくといえば「雇用」「就労」の区別を議論することは避けたい。

中澤副会長： 例えば、入口の部分で「働く機会をつくって欲しい」というのであれば、「就労の機会創出及び継続に配慮する」という書き方もあると思う。これは第7条第2項。弁護士一般がそう思うかはわからないが、「雇用」「就労」が並列になっていることに違和感がある。会長がおっしゃったようにどちらからの見方、おなじことを指しているわけで、それなら一つの言葉として、入口、就職の場面、継続の場面、どちらも配慮してほしいというつくりが良いと思う。

西澤会長： 入口をはっきりして、「機会創出」と書く。継続は「就労の継続」とする。皆さんよろしいと思う。「雇用」か「就労」、「就職」か。事業者にとってはどちらが一般的か。

佐藤委員： 聴いていて中澤委員の話だと「就労機会の創出」が前にくると重点がそちらになる。事業者は相当ハードルが高い。今いる人を継続する、それは当然のこと。そこに重点を置き「及び就労の機会創出」とした方が良い。順番を逆にした方が良い。

西澤会長： 他にご意見はあるか。そうしたら、第7条第2項の事業者の主語は「就労の継続及び機会の創出に配慮する」にしたらどうか。提案である。いかがか。皆さんの意見を入れてということになるが。事務局、よろしいか。第10条、主語が市になった場合は、「市は就労の継続及び機会の創出に…」いかがか。皆さんの意見を集約した限りでそのあたりでないかと思う。異議ないか。ではそのように記載することとする。9点目、第10条第1項、「交通安全」の部分は確かに「移動のための…」を加えていただくと分かりやすくなる。ご意見願いたい。異議がなければ、文言を加えるよう願いたい。では10点目、第11条第1項、ここは専門家の方のご意見を、「弁護士等関係機関と連携して」と修正したい。「司法」も解釈になるが。中澤委員いかがか。

中澤副会長： 三権分立の「司法」とは裁判所のことを言う。「(弁護士は)司法関係者」というくりではあるが、「弁護士等」という表現であれば分かりやすいと思いつつも、加茂では司法書士の先生が頑張ってい

るので「弁護士等」というと少々憚られる。

西澤会長： 「司法」より「弁護士等」の方が分かりやすいのでそのように記載願いたいが中澤先生いかがか。

中澤副会長： 期待の表れと思い頑張りたい。

西澤会長： 心強いお言葉をいただいた。では、事務局提案とおりとしたい。次は11点目、第11条第3項条文解説、丁寧な広範な意見が出ている。「尊厳維持」というところ。これは基になる法律があるので、その表現をもってきてということになるが、より丁寧に書いていただいた。認知症基本法が施行され、次は施策大綱があるが、これはより分かりやすくということで、ご提案のとおりとしたい。ご意見があるか。なければ一旦このように修正したい。最後12点目、第11条第4項条文、虐待に関するところであるが、「養護者」に注釈を加えていただいている。現在、養護している人を支援の対象としたいという提案である。確かにこの方がはっきりする。中澤委員よろしいか。

中澤副会長： わたしの趣旨として高齢者防止法第2条第2項は「現に養護とする者」と書いてある。「現に・・・」が例えば同居しているとか直接的な関係を表すものと思う。「現に・・・」を入れないともう少し広がりが出てくると思うが、第11条第4項条文、虐待に関するところなので、高齢者防止法にならった方が良く考えた。

西澤会長： 他の法律との整合性をとるとのことである。「現に・・・」ということで実際に養護に当たっている人というニュアンスがどこまで伝わるか、ということ。同居といかなくとも「現に」養護をしている人は出てくる。

中澤副会長： 高齢者防止法はそもそも、養護者が虐待したときに市が最終的に分離できるか、というものである。わりと狭くなっている。今回、高齢者防止法を踏まえて書いているのであれば、「現に・・・」があった方が良く思う。条例では分離でなく、虐待を防止するということである。支援を推進するということで、もっと広く養護者をとらえても良いかもしれないが、そうするとどこまでの養護者をいうのか、ということになる。そうであれば法律にのっとった方が良く気がする。

西澤会長： 高齢者防止法にのっとった形で記載した方が良くはないかという意見である。よろしいか。ではご提案のとおり加筆することをお願いしたい。以上である。

中澤副会長： 1点よろしいか。第7条第2項、「働きやすい環境で・・・」を「働きやすい環境を整備し」が良いと思うがいかがか。

西澤会長： 事業者はそもそも「環境をつくること」も努力目標に含むというお

考え。おっしゃる通り。ご異論なければ事務局お願いしたい。他にいかがか。

田澤委員： 第10条第2項で「認知症の人の外出時の安全」となっているが、外出は家族と共に外出することもあるため、ここは「認知症の人等」でも良いかと思う。

西澤会長： 確かにそういう場面は想定される。明らかに当事者を意識したところは「認知症の人」で家族も含むところは「認知症の人等」ということになるので、外出の時はご一緒の時もあるので「等」という表現があった方が良いというご意見である。いかがか。意見がなければ、ごもつともであるので第10条第2項で、認知症の人等ということで「等」を加えていただく。他にあるか。

富所委員： 第11条4項条文でかっこ内の読点はつけないのではないか。

西澤会長： ご指摘のとおり。他にご意見あるか。

車谷委員： 最後に事務局に全体を見直しの際に留意いただきたいが、第4条第1項にもかっこ内の読点があるので、お願いしたい。

西澤会長： 表記の仕方なので最後に全体を見直していただくということで。他に何かないか。本当に最後の機会である。折角、本日お越しいただいたのでご発言願いたい。

茂岡委員： 前文解説、3点目で「国は認知症基本法を制定しました。」で年号を記載した方が良いのではないか。

西澤会長： 今年1月1日施行で…。西暦で「2023年制定しました。」とした方が良いでしょう。他にいかがか。では出尽くしたということではよろしいか。では条例案、素案を修正したうえで、この制定委員会の案としてご承認いただけるか。異議なしでよろしいか。当事者の皆さんもよろしいか。では修正を加えたうえで承認いただいた。

(4) 議事事項 2. 条例名(案)について

西澤会長： 事務局から説明願いたい。

藤田課長： 資料4をご覧ください。(案)を3点に作業部会で絞った。この案から選んでいただきたい。

西澤会長： 選択は難しいがご意見を願いたい。

佐藤委員： 1案と2案は「笑顔あふれるまち」が入っている。加茂市の総合計画に入っている。現在、障がい者の条例も制定している。そちらとのバランスでどうなるかと思った。あちらも「笑顔あふれるまち」がつくのか。そう思うと2案が良いのかと思った。自分事として捉えられる。個人的には2案。

西澤会長： 他にご意見を願いたい。最終的には採決、多数決としたい。そ

の前に思いのたけをお願いしたい。障がい者の方の名称はどうなっているか。

藤田課長： 車谷委員がどちらも兼ねているのでいかがか。

車谷委員： 案はたくさん出ていて絞り込んではいない。佐藤委員がおっしゃるように加茂市総合計画が「笑顔あふれるまち」となっているので、それらしい候補が多かったように記憶している。

西澤会長： 「笑顔あふれるまちへ」という総合計画の文言をそのまま使うか、それを使わないか。「認知症とともに・・・」が「障がい者とともに・・・」という整合性。あとは長さもある。2案は良いが少し長いという気がする。

富所委員： 私も2案に1票であるが、「誰もが認知症とともに」という「誰もが」というところに引っかかる。強制的に認知症と触れ合わなければだめな印象を受ける。よって句読点をつける場所を「誰もが、認知症とともに・・」するともっと幅広く表現できるのではないかと思う。いかがか。

西澤会長： 「よりよく」も「よくとは何なのか。」という意見も出るかもしれない。「安心して」はわかるが、「良い悪い」をいうと難しい。「誰もが、認知症とともに安心して生きる加茂市認知症基本条例」といったところか。そうすると少し短くなるし趣旨としては分かりやすくなる。あとは「笑顔あふれる」という加茂市の基本的なスタンスを入れるか。他にご意見あるか。

中澤副会長： 佐藤委員の話を聞きなるほどと思った。1案、3案「笑顔あふれるまち」とあるが、例えば1案「認知症とともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例」とし、障がいの条例は「障がいとともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例」としてセットで制定することもありかなと思った。しかし、勝手に思うだけで、あちらがどう思うかわからない。

西澤会長： ではまず、1案、3案は近いので、「笑顔あふれるまち」を入れるかどうかで伺う。挙手願いたい。「笑顔あふれるまち」を入れるが多数なので、1案か3案かで諮りたい。挙手願いたい。では委員会では1案「認知症とともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例」という案を提案させていただく。ただし、議会にかかりまだまだいろいろな意見がでるかもしれないため、あくまで委員会案として提案させていただく。予定された議事は以上となる。今日ご出席の皆さんから一言ずつお話をいただきたい。(割愛)

～委員全員挨拶後、議長退任～

藤田課長： 今後のスケジュールをお知らせしたい。3月12日に市議会全員

協議会で説明後、パブリックコメントを募集。次年度7月に第4回検討委員会を開催したい。9月議会に条例案を提出、審議可決後10月に施行としたい。

前文の「現在」と人口等数値があるが、議会提出時、数値に変動があると思うので事務局で訂正したい。

《休憩》後、西澤会長より藤田市長へ条例案を提言

(5) 加茂市長挨拶

(6) 閉会挨拶(午後3時)

中澤副会長： 皆さんがおっしゃったことに尽きる。確認の意味で一言挨拶させていただく。冒頭、西澤会長から地震のお話があったが、災害時は社会の非常に弱い立場の方が影響を受ける。今回、テレビや新聞で高齢者の方の避難をどうするのか、障がい者の方など避難所での生活が非常に難しい方の大変な状況が伝えられた。極限時、普段見えなかったことが見えてくる。加茂市において高齢者や認知症の人、障がいを持つ人へどういう風に我々は向き合い、ともに歩いていくか、条例を作る中で皆さんは突きつけられてきた。それぞれの立場で考えてこられたと思う。例えばスポーツでは練習でできないことが試合ではできるはずがないんじゃないと言われる。練習でもできるようにしておかねばならない。それと同様に平時において如何にどのような立場の人でも笑顔あふれる生活を送れるようにするかどうか。当事者のお言葉に感銘を受けた。認知症のあるなし関係なく、如何に毎日楽しく過ごすことが大事であると再認識した。作業部会は文言に拘った。市長がおっしゃったが市が行うことを多数盛り込んである。市は条例制定した以上は具体的に進めていく必要があり、それぞれ役割が明記された。誰か一人が頑張るのではなく皆と一緒に、「笑顔あふれるまち加茂」のため、連携・協力する。しかしまだまだ他人事の人もいると思う。条例制定をきっかけに議論を深め、当事者も街中へ安心して出かけられるよう、皆が自分事として考えることができると良い。先ほど弁護士が出てきたが、私も積極的に関わらねばと思った。皆さんも委員として関わっただけでなく、今後も協力して良い街にしていこうと気持ちを一つにできたと思う。10月から施行のようであるが、そこから本格スタート。皆さんも協力していただければと思っている。以上閉会の挨拶としたい。